◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和２年９月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　上町屋釜沢糸魚川線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
糸魚川市大字上野字船木4157番３から 同市大字上野字船木4087番１まで	新	(A)3.7～14.4メートル	125.8メートル
		(B)2.5～12.0メートル	136.4メートル
	旧	3.7～14.4メートル	125.8メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。